国海環第19 号の2 国海運第53 号の2 国海技第48 号の2 平成24年7月30日

(改正:令和2年12月24日付国海安第110号の2

国海技第284号の2)

全日本海員組合 組合長 森田 保己 殿 日本内航海運組合総連合会 会長 栗林 宏吉 殿

国土交通省 海事局長 大坪新一郎

高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶の 乗組み制度見直しによる検証運航の実施要領について

平成24年7月6日に開催された第11 回次世代内航船に関する乗組み制度検討会において、限定近海区域を航行区域とする機関出力1,500kw 以上6,000kw 未満の高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶(以下「高度船舶」という。)の乗組み制度については、それまでの検証運航の結果を踏まえ、二等機関士を省略した運航(以下「限定近海2名化」という。)を行おうとする者に対しては、一定期間の検証運航を行った上で船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「職員法」という。)第20条に基づく乗組み基準の特例許可を行い、当該配乗による運航を認めることとされました。

これに伴い、当該船舶に関する検証運航の実施に係る手続きについて、別添のとおり定め地方運輸局長等に通知しましたのでご送付します。

(写)

国海環第19号 国海運第53号 国海技第48号 平成24年7月30日

(改正:令和2年12月24日付国海安第110号

国海技第284号)

各地方運輸局等海上安全環境部長 北陸信越運輸局海事部長 殿 内閣府沖縄総合事務局運輸部長

海事局長

高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶の 乗組み制度見直しによる検証運航の実施要領について

平成24年7月6日に開催された第11回次世代内航船に関する乗組み制度検討会において、限定近海区域を航行区域とする機関出力1,500kw 以上6,000kw 未満の高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶(以下「高度船舶」という。)の乗組み制度については、それまでの検証運航の結果を踏まえ、二等機関士を省略した運航(以下「限定近海2名化」という。)を行おうとする者に対しては、一定期間の検証運航を行った上で船舶職員及び小型船舶操縦者法(以下「職員法」という。)第20条に基づく乗組み基準の特例許可を行い、当該配乗による運航を認めることとした。

これに伴い、当該船舶に関する検証運航の実施に係る手続きについて、下記のとおり定めたので、本実施要領について了知願うとともに、管内の支局・海事事務所等に対して周知されたい。

記

- 1. 検証運航の対象となる船舶の要件
- 対象となる船舶は、以下の要件を満たす船舶とする。
- 限定近海を航行区域とする機関出力 1,500kw 以上6,000kw 未満の貨物船であること (国際航海に従事する船舶を除く。)

- 機関区域無人化船であること
- 海事局安全政策課長が認定した高度船舶安全管理システムを導入した船舶であること

2. 実船検証について

労働協約又は就業規則において労務管理が適切に行われている船舶所有者の運航する船舶において、現行法令に基づく配乗を行った上で、1ヶ月間、機関長1名及び一等関士1名による体制(以下「2名体制」という。)による機関部作業(シャドープレー*)を行い、全ての乗組員の船内作業の実施状況や労働時間を確認し、適切な運航が可能であることを検証する。その結果、適切な運航が実施できない場合又は実験内容に不備がある場合は、職員法第20条の特例による運航を実施できない。

* シャドープレーによる検証では、シャドー役の二等機関士(以下「シャドー要員」という。)が不在の状態で適切に運航できるか否かを確認することが目的であるため、実船検証の期間中はシャドー要員が一切の船内作業に従事しないこと。

① 実船検証開始の申出

船舶所有者は、海事局安全政策課長に対し、以下の書類を添えて1ヶ月間の実 船検証の開始を申し出る。

- · 実船検証開始申出書(様式1)
- ・ 就労体制表及び通常配置表(検証運航期間中の就労体制表及び通常配置表も併せて提出すること)
- · 機関部整備作業計画
- 緊急時対応計画及び非常配置表
- 海員名簿(六)のクルーリストの写し
- 労働協約又は就業規則

② 実船検証の実施

海事局安全政策課長の実船検証開始に係る了承を得た船舶所有者は、現行法令に基づく配乗を行った上でシャドープレーによる実船検証を実施するとともに、実船検証の期間中、以下の運航データを取得する。

なお、実船検証期間中に機関故障等のトラブルが発生した場合、船舶所有者は速やかに海事局安全政策課長に報告するとともに、事後の実船検証継続の可否について認を受けることとする。

- ・ 全ての乗組員の船内作業の実施状況の記録
- ・ 船内記録簿等による乗組員全員分の作業時間の記録
- ・ 定期的メンテナンスの実施状況

・ 故障等への対応状況

③ 実船検証結果の確認

船舶所有者は、②の実船検証の結果についての報告書及び実船検証期間中の乗組員 全員分の船内記録簿の写しを作成して、海事局安全政策課長に提出し、以下について確認 を受ける。

- ・ 船内のすべての機関部作業が、シャドー要員の支援を受けず、2名体制で適切に実施できたこと。
- 適切な航海当直体制が維持できたこと。
- ・ 全ての乗組員の労働時間が船員法で定める基準を満足していたこと。

3. 検証運航について

実船検証で適切に運航できることが確認された船舶については、申請に基づき、職員法第20条に基づく乗組み基準の特例許可を行い、2名体制による運航を認めることとする。

① 検証運航実施に関する申請

船舶所有者は、地方運輸局長等に対し、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて(平成15 年5 月29 日付け国海資第95 号)」に基づき職員法第20条に基づく乗組み基準の特例の許可の申請を行う。(特例許可の期間は2年間)

また、船舶所有者は、海事局安全政策課長に対し、当該船舶に係る労働協約又は就業規則並びに代替調査に係る申出書類(次の乗船調査を受け入れることができない場合に限る。)を提出する。

② 乗船調査

検証運航の期間中、海事局職員による乗船調査を行うこととする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策その他のやむを得ない事情により、乗船調査を行うことができない場合に限り、電磁的記録や電子情報処理組織を使用して確認を行う方法その他の客観的な確認方法により代替調査を行うことができる。その結果、適切な運航が実施できないと判断された場合は、当該検証運航を中止する。

また、当該調査の期間・航路等の設定は、少なくとも一航海(荷物の積込みから荷揚げまでの作業を含む)以上の航海を含むよう適切な期間を設定することとし、実施にあたって、船舶に係る必要な準備事項(その他の定員の取得、船室の確保等)については、船舶所有者の責任のもとで適切に措置することとする。

③検証運航結果の報告

検証運航を実施する船舶所有者は、その実施期間が3ヶ月を経過したときには、3ヶ月 分の以下の運航データを海事局安全・環境政策課長に提出することとする。

- ・ 船内記録簿等による乗組員全員分の作業時間の記録
- ・ 定期的メンテナンスの実施状況
- ・ 故障等への対応状況

上記報告の結果、適切な運航が実施できないと判断された場合や、重大なトラブル等適切な運航が損なわれる事態が発生し、又は、発生することが想定される場合は、当該検証運航を中止する。

④検証運航の取扱い

上記③の報告の結果、当該船舶の安全航行について問題がないと認められる場合には、 検証運航は終了したものとする。

4. 検証運航を実施した船舶の取扱いについて

改正前の「スーパー・エコ・シップ及び高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶の 乗組み制度見直しに関する検証運航の実施要領について(平成21 年11 月4 日付け国海 環第12 号、国海運第97 号、国海技第148 号)」(以下「検証運航実施要領」という。)に 基づき実船検証を実施した船舶が本通達3. 検証運航についてに基づき検証運航を行う場 合は、本通達2. 実船検証を実施することを要しない。

また、検証運航実施要領に基づき検証運航を実施した船舶で、安全航行について問題がないと認められる船舶については本通達は適用せず、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて(平成15 年5 月29 日付け国海資第95 号)」による運航を認めるものとする。

(参考資料)

次世代内航船に関する乗組み制度見直しに係る今後の進め方について (平成24年7月)《別紙1》

国土交通省海事局安全政策課長 殿

申請者の氏名又は :

実船検証開始申出書

名称及び住所	
船名	:
船舶所有社	:
総トン数	:
船種	:
実船検証船の種類	: 高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶
積載量	:
主な就航航路	:
航行区域	:
推進機出力(kW)	:
使用燃料	:
現行の配乗体制	:(例)計○名 甲板部○名:船長、一航士、…、甲板部員A、部員B、… 機関部○名:機関長、一機士、二機士 司厨部○名:司厨長

実船検証の配乗体 :(例)計〇名

制 甲板部〇名:船長、一航士、···、甲板部員A、部員B、···

機関部○名:機関長、一機士

司厨部〇名:司厨長

実船検証の開始希 :〇年〇月〇日以降に開始

望日

実船検証の終了希 : 〇年〇月〇日までに終了

望日

検証運航の開始希 : 〇年〇月〇日以降に開始

望日

検証運航の終了希 : 〇年〇月〇日までに終了

望日

乗船調査期間 :(第一希望)○年○月○日~○年○月○日(予定航路:△~△

~△、乗船予定地:○○、下船予定地:××)

(第二希望)○年○月○日~○年○月○日(予定航路:△~△

~△、乗船予定地:○○、下船予定地:××)

次世代内航船に関する乗組み制度見直しの今後の進め方について

平成24 年7 月 国土交通省海事局

1. 現状·経緯

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条は「船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める」基準に 従い、海技士を船舶職員として乗り組ませなければならない旨を規定している。
- ・この規定を受け、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令は船舶に乗り組ませなければ ならない機関部の職員を船舶の用途及び大きさに係わらず、航行区域及び推進機関の 出力に応じた船舶職員及び資格を定めている。
- ・近年、従来の船舶とは異なり、推進機関の状態を陸上から監視することにより、その運転を支援し、故障等に対しても緊急対応や復旧支援を行うものなどが出現したことから、こうした次世代内航船に適した船舶職員の乗り組み体制のあり方を検討する目的で、平成16年8月に「次世代内航船に関する乗組み制度検討会」を設置し、検討を行ってきた。
- ・これまで、検証運航を実施した船舶では、後述のとおり、現状よりも1名少ない乗り組み体制のもとであっても、特段の問題なく安全な運航が可能であることが確認された。

2. 検証状況

- (1) 限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW 以上6,000kW 未満の高度船舶
- ・限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW 以上6,000kW 未満の高度船舶の機関 部職員2 名化については、これまで4 隻×1 ヶ月の実船検証(第7 浪速丸・第65 浪速 丸:平成22 年3 月、伊勢丸:平成22 年7 月、双星丸:平成22 年10 月)、2 隻×1 年 11 カ月の検証運航(第7 浪速丸・第65 浪速丸:平成22 年7 月~)を実施。(のべ50 カ 月・隻)
- ・いずれも検証期間中に、適切な航海当直体制が維持されていること、全ての乗組員の労働時間が船員法の基準を満足していること、故障等への対応で支障をきたしていないことなど、適切な運航が実施されていることを確認。これにより、限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW以上6,000kW未満の高度船舶においては、機関部職員2名配乗により適切に運航することが可能と考えられる。
- (2)スーパー・エコ・シップ(以下「SES」という)及び(1)以外の高度船舶
- ・SES 及び(1)以外の高度船舶については、運航事業者・船舶所有者等において検証実施 に向けた準備等を進めている例はあるが、船舶の運航状況等の個別の事情により、実際 の検証運航に着手した船舶は存在しない。
- ・しかし、これらの船舶の運航事業者・船舶所有者等からは、今後、検証に着手する予定であることから、検証制度の存続を求める意見が寄せられている。

3. 今後の方針

上記の検証状況等を踏まえ、平成24 年8 月以降の次世代内航船に関する乗組み制度見直しについて、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1)限定近海を航行区域とする機関出力1,500kW 以上6,000kW 未満の高度船舶の機関 部職員2 名化
- ・関係の通達を改正し、1ヶ月の実船検証を行い、実船検証の結果、安全性等に問題がないと認められる場合、2 年間の職員法第20 条特例許可を行った上で、3 ヶ月の検証運航を行い、海事局職員による乗船調査結果等を通じて安全性等に問題がないと認められる場合、引き続き20 条特例による運航を認める。
- ・ なお、既に実船検証又は検証運航を行い、安全性等に問題のないことが確認されている船舶については、改めて実船検証等を行うことを要しないこととする。

(2)(1)以外の船舶に対する検証運航制度

- ・これらの船舶の運航事業者・船舶所有者等から検証制度の存続を求める意見が寄せられており、また、検証制度を廃止せざるを得ないような問題も生じていないことから、現行と同様の検証運航制度により、平成27年7月末まで検証期間を延長する。
- ・ なお、従来実船検証中に行っていた海事局職員による乗船調査は、検証運航中に行うこととする。

(3) 高度船舶安全管理システムの認定基準

・陸上支援会社にISO9000シリーズの取得を義務づけるなど、高度船舶安全管理システムの認定基準を見直す。

以上